

平成 29 年 8 月 25 日

各 位

会 社 名 西本Wismettacホールディングス株式会社
者 名 代表取締役社長 金井 孝行
(コード番号：9260 東証)
問合せ先 取締役 C F O 木村 敦彦
(TEL. 03-6870-2015)

新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関する
取締役会決議のお知らせ

平成 29 年 8 月 25 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所への
上場に伴う公募による新株式の発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、
下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による新株式の発行（一般募集）の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 1,130,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（平成 29 年 9 月 11 日の取締役会で決定する。）
- (3) 払 込 期 日 平成 29 年 9 月 28 日（木曜日）
- (4) 増加する資本金及び資 増加する資本金の額は、平成 29 年 9 月 20 日に決定される予
本 準 備 金 定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基
に 関 する 事 項 づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、
計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り
上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本
金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社、三菱UFJ
モルガン・スタンレー証券株式会社、SMB C 日興証券株式
会社、みずほ証券株式会社、極東証券株式会社、株式会社 S
B I 証券及びエース証券株式会社を引受人として、全株式を
引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決
定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この
新株式の発行を中止する。
- (6) 発 行 価 格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上
(募 集 価 格) の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を
勘案した上で、平成 29 年 9 月 20 日に決定する。)

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新
株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文
であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う
際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分を
ご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の
販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義
務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては
米国における証券の募集は行われません。

- (7) 申 込 期 間 平成 29 年 9 月 21 日 (木曜日) から
平成 29 年 9 月 26 日 (火曜日) まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 平成 29 年 9 月 29 日 (金曜日)
- (10) 前記各項を除くほか、この新株式の発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 720,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記 1. における募集株式の払込金額と同一とする。）
- (3) 払 込 期 日 平成 29 年 9 月 28 日 (木曜日)
- (4) 募 集 方 法 処分価格での一般募集とし、野村証券株式会社、三菱UFJ
モルガン・スタンレー証券株式会社、SMBC日興証券株式
会社、みずほ証券株式会社、極東証券株式会社、株式会社S
B I証券及びエース証券株式会社を引受人として、全株式を
引受価額で買取引受させる。引受価額は処分価格と同時に決
定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この
自己株式の処分を中止する。
- (5) 処 分 価 格 未定（上記 1. における発行価格と同一とする。）
(募 集 価 格)
- (6) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (7) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (8) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (9) 前記各項を除くほか、この自己株式の処分に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,850,000株
- (2) 売出人及び売出株式数 多津巳産業株式会社 1,850,000株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。なお、当該株式及びオーバーアロットメントによる株式売出しに係る株式の合計株数の半数未満の株数は、野村証券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による新株式の発行及び上記2.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 555,000株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
野村証券株式会社 555,000株
(売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本株式売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、平成29年9月20日（発行価格等決定日）に決定される。)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による新株式の発行及び上記2.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

5. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の数 当社普通株式 555,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。）
- (3) 申込期日 平成29年10月27日（金曜日）
- (4) 払込期日 平成29年10月30日（月曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成29年9月20日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割当方法 割当価格で野村証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割当価格 未定（上記1.における引受価額と同一とする。）
- (8) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記4.のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分並びに株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 1,850,000 株

(新株式発行 1,130,000 株

自己株式処分 720,000 株)

② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による株式売出し 1,850,000 株

オーバーアロットメントによる 555,000 株

株式売出し (※)

(2) 需要の申告期間 平成29年9月12日(火曜日)から

平成29年9月19日(火曜日)まで

(3) 価格決定日 平成29年9月20日(水曜日)

(募集価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成29年9月21日(木曜日)から

平成29年9月26日(火曜日)まで

(5) 払込期日 平成29年9月28日(木曜日)

(6) 株式受渡期日 平成29年9月29日(金曜日)

(注) 上記(1)②に記載の引受人の買取引受による株式売出しに係る売出株式数のうち、一部は野村証券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。

(※) 上記のオーバーアロットメントによる株式売出しは、公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による株式売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる株式売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である多津巳産業株式会社(以下「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年8月25日開催の取締役会において、野村証券株式会社に割当先とする当社普通株式555,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、平成29年9月29日から平成29年10月23日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	13,213,240株
公募による増加株式数	1,130,000株
第三者割当増資による増加株式数	555,000株 (最大)
増加後の発行済株式総数	14,898,240株 (最大)

3. 増資資金の使途

今回の公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分における手取概算額 9,099 百万円 (*) は、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額上限 2,740 百万円 (*) と合わせて、設備資金として 5,006 百万円、運転資金として 3,000 百万円、借入金の返済資金として 3,833 百万円に充当する予定であります。具体的には、以下のとおりであります。

設備資金の内訳としては、アジア食グローバル事業における各国法規制対応を目的とした商品規格管理システムの構築、ワークフローの刷新及び拠点間の連携強化を目的としたシステムプラットフォームの整備並びに商品販売データを活用した自動発注システム、物流施設自動化のための対応、北米エリアの倉庫移転・拡充等のための資金として平成 29 年 12 月期に 656 百万円、平成 30 年 12 月期に 1,245 百万円、平成 31 年 12 月期以降に 3,105 百万円を充当する予定であります。

運転資金に関しましては、平成 30 年 12 月末までの運転資金に充当する予定であります。

借入金の返済資金に関しましては、当社又は当社子会社への投融資資金を通じた当社グループにおける返済資金として平成 30 年 12 月期までに 3,833 百万円を充当する予定であります。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

* 有価証券届出書提出時における想定発行価格 5,250 円を基礎として算出した見込額であります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のため内部留保を確保しつつ、安定的な配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、M&Aや物流・システム投資等、事業の拡大に必要な投資に充当し、企業価値向上に努めてまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今後の配当回数につきましては、これまで年1回を基本方針としてきましたが、今後は中間配当も含め検討してまいります。配当を実施するにあたっては配当性向を重要な指標とし、毎期20%から25%の連結配当性向を確保することを目標としております。

(4) 過去の2決算期間の配当状況

	平成27年12月期	平成28年12月期
1株当たり当期純利益金額 (連 結)	360.94 円	227.95 円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	2.00 円 [0.40 円] (- 円)	2.00 円 [0.40 円] (- 円)
配 当 性 向 (連 結)	0.1%	0.2%
自己資本当期純利益率 (連 結)	12.9%	7.5%
純 資 産 配 当 率 (連 結)	0.0%	0.0%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額(連結)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率(連結)は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率(連結)は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。
3. 当社は平成29年6月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、平成27年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額(連結)を算定しております。なお、1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)については平成27年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を参考までに〔 〕内に記載しております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

5. ロックアップについて

上記1. の公募による新株式の発行及び上記2. の公募による自己株式の処分並びに上記3. の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、貸株人及び売出人である多津巳産業株式会社並びに当社株主である洲崎良朗、公益財団法人洲崎福祉財団、金井孝行及び清水正之は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成29年12月27日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、上記3. の引受人の買取引受による株式売出し及び上記4. のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）は行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成30年3月27日までの期間中は野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記1. の公募による新株式の発行及び上記2. の公募による自己株式の処分、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及び上記4. のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、平成29年8月25日開催の当社取締役会において決議された野村証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。